

使用済自動車の3R促進等のための製品設計段階事前評価ガイドライン

自工会では3R促進の観点から、製品の設計段階における省資源化・処理安全性等、共通の考え方を整理・評価するガイドラインを作成しています。
 会員会社は本ガイドラインに基づき自社の評価規程を策定しています。

(2017年8月 改訂)

大項目		中項目		ガイドライン	情報開示 (例)	補 足	
1.	再生資源等の活用促進による省資源の促進	1.	再生資源・再生可能資源の活用	技術的・経済的に可能な範囲で、省資源に配慮し再生資源・再生可能資源等を使用している	・主な使用先の部品名	消費者により分かりやすいよう、HP等掲載時は再生材等の使用率が高く、比較的分かりやすい部品を優先して情報開示する	
		2.	再利用可能な材料の活用	技術的・経済的に可能な範囲で、再利用が可能な材料を使用している	・使用している材料と主な使用先の部品名	マテリアルリサイクルが可能な材料を優先して情報開示する	
		3.	再生資源・部品等の解体性向上	1	市場での資源、又は中古部品として活用が容易となるよう、取付方法等の工夫をしている	・主な構造の工夫点	消費者により分かりやすいよう、HP等掲載時は図や写真を掲載する等工夫する、またELV機構を通じて、広く業界への周知・共有を実施する
				2	市場での資源活用が容易となるよう、技術的・経済的に可能な範囲で、材質名を表示している	・プラスチック類への材質表示の有無	100g以上のプラスチック部品へ材質表示する
2.	安全性等への配慮による適正処理の推進	1.	処理時の安全性	処理時に爆発・引火・感電等の恐れのある部品に関し、その安全な処理方法に配慮している	・エアバッグ類・駆動用電池等の適正処理マニュアルの発行 ・エアバッグ類一括作動への対応	必要に応じ、講習会等も実施、またその場合は、講習内容等を広く業界へ周知・共有する	
		2.	材料の有害性・有毒性	使用している材料の使用や処理に係わる法規・規制を遵守すると共に、技術的・経済的に可能な範囲で将来動向にも配慮している	・環境負荷物質等の削減目標の達成状況 ・各種フロン対策や新冷媒の採用	化学物質等の法規制対象物質は対応済みであることが前提（記載等は任意）	
3.	情報の提供	1.	省資源促進の為の情報	再生資源として技術的・経済的に利用可能な材料や再生資源等の活用状況について、機密管理上可能な範囲で情報提供している	・カタログやHP等での上記項目の開示	-	
		2.	適正処理促進の為の情報	適正な処理に係る各種情報を合理的な範囲で情報提供している	・カタログやHP等での上記項目の開示	-	
4.	事前評価の仕組み	ガイドラインの事前評価と記録		(本ガイドラインの内容を折り込んだ) 自社の実施規定を策定し、管理責任部署を設置、評価の実施及び記録をしている	・カタログやHP等での上記項目の開示	-	